

## 1 この条例の目的

この条例は、市民活動の促進に関する基本理念を定め、市民及び市の責務を明らかにするとともに、市民活動の総合的かつ計画的な促進を図るための基本的事項を定めることにより、もって市民が相互の交流と理解を通じて、自らの意思により主体的に活動し、社会的課題の解決に貢献することができる社会の実現を図り、市民自治によるまちづくりに寄与することを目的とします。

## 2 用語の定義

この条例で使う用語の意味は、次のとおりとします。

### (1) 市民

市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。

### (2) 市民活動

市民が営利を目的とせず、社会的課題の解決に取り組む公益のために行う活動であって、次のいずれにも該当しないものをいいます。

宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含みます。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

### (3) 市民活動団体

市民活動を行うことを主たる目的とし、市民活動を継続的に行う団体をいいます。

## 3 市民活動の基本理念

この条例が促進を目指す市民活動は、次に掲げる内容をその基本理念とします。

(1) 市民活動は、行政や営利を目的とした活動によっては解決できない社会的課題を解決する役割を果たすものとします。

(2) 市民活動は、市民が対話を通じて、互いの価値観を尊重しながら行うものとします。

(3) 市民活動は、多様な価値観や生き方をもった市民の参画によって、自ら意見を述べる意思や機会のない社会的に疎外された人々等の声なき声を取り上げ、見過ごされやすい社会的課題の解決に貢献するものとします。

(4) 市民活動は、提供するサービスの受益者や社会に対して利益をもたらすだけでなく、活動に参画した市民自身にも精神的な充実や人間的な成長をもたらすものとします。

## 4 市民活動の促進に関する基本原則

(1) 市民活動を行う市民の自主性を尊重すること。

(2) 市民相互及び市の間の対等な関係を尊重すること。

- ( 3 ) 市民相互及び市の相互理解を深めること。
- ( 4 ) 市民活動に関する情報を公開し、共有すること。

## 5 市民及び市の責務

- ( 1 ) 市民及び市は、市民活動に対する市民一人ひとりの自発的な参画の促進に努めなければなりません。
- ( 2 ) 市民及び市は、市民活動の自発性、先駆性及び創造性を尊重し、並びに市民が精神的及び経済的に自立した市民活動を継続して行うことができる環境づくりに努めなければなりません。
- ( 3 ) 市民及び市は、市民相互及び市民と市間の活発な交流や意見交換に努めなければなりません。

## 6 協働事業

- ( 1 ) 市民及び市は、それぞれ自らの果たすべき役割及び責務を自覚し、自主性を互いに尊重し、協力し合い又は補完し合って行う事業(以下「協働事業」といいます。)の創出に努めなければなりません。
- ( 2 ) 市は、市が行う業務のうち専門性、地域性、市民参加性その他の市民活動の特性を活かすことができるものを協働事業として実施するよう努めなければなりません。

## 7 相互提案

- ( 1 ) 市は、6(1)に規定する協働事業の創出のため、市民活動団体が市が実施すべき協働事業について提案を行い、又は市が実施しようとする協働事業について市民活動団体に対して募集又は提案を行うための仕組みを整備しなければなりません。
- ( 2 ) 市民及び市は、前項の仕組みを自ら積極的に活用するとともに、より多くの市民によって活用されるよう努めなければなりません。

## 8 基本指針の策定

- ( 1 ) 市は、市民活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市民活動促進のための基本指針(以下「基本指針」といいます。)を定めなければなりません。
- ( 2 ) 基本指針には、次に掲げる事項について定めるものとします。
  - 市民活動の促進に関する市の基本的な考え方
  - 市民活動の促進に関する市の基本的な施策(以下、「基本施策」といいます。)
  - 前2号に掲げるもののほか、市民活動の促進に関する重要な事項
- ( 3 ) 前項に掲げる基本施策には、市民活動の促進に関する次に掲げる事項を定めるものとします。
  - 市民一人ひとりの市民活動への参画に関すること。
  - 市民活動の自立を支える環境づくりに関すること。
  - 市民活動団体と市の協働事業の促進に関すること。
  - 前各号に掲げるもののほか、市民活動の促進のために必要な事項市は、基本指針を定めようとするときは、市民及び市民活動を行う者の意見を反映する

ことができるように必要な措置を講ずるとともに、静岡市市民活動促進協議会(以下「協議会」といいます。)の意見を聴かなければなりません。

## 9 静岡市市民活動促進協議会の設置

市民活動を促進するため、静岡市市民活動促進協議会を置きます。

## 10 所掌事務

協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとします。

- (1) この条例の改正又は廃止について意見を述べること。
- (2) 6に規定する協働事業について意見を述べること。
- (3) 8に規定する基本指針の策定又は進ちょく状況について意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要があると認める事項。

## 11 組織

協議会は、委員15人以内をもって組織します。

## 12 委員

- (1) 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱します。
  - 学識経験がある者
  - 市民活動を実践している者
  - 市民
  - 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
- (2) 市長は、前項3号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとします。
- (3) 委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- (4) 委員は、再任されることができます。

## 13 会長及び副会長

- (1) 協議会に会長及び副会長を置きます。
- (2) 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定めるものとします。
- (3) 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表します。
- (4) 会長は、協議会の会議の議長となります。
- (5) 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理します。

## 14 会議

- (1) 協議会の会議は、会長が招集します。
- (2) 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができません。
- (3) 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決することによるります。
- (4) 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聴くことが

できます。

( 5 ) 協議会の会議は、原則として、公開とします。

#### **15 庶務**

協議会の庶務は、市民環境局において処理するものとします。

#### **16 協議会の運営に関する委任**

9 から 16 に規定するもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めます。

#### **17 委任**

この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。